別添２

事　務　連　絡
平成２４年２月１４日

関係府省庁　各位

復　　　興　　　庁
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について

標記につきまして、添付の通り要請いたしますので、対応方よろしくお願いいたします。

併せて、福島県庁の関連部署、所管するインフラ施設管理者への通知をお願いいたします。

（連絡先）
復　　　興　　　庁　原子力災害復興班　塩田（03-5545-7385）
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム　住民安全班　林（03-3501-1537）

平成24年2月14日

関係府省庁　各位

復　　　興　　　庁
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について（要請）

1．福島第一原子力発電所事故の収束に向けた工程表のステップ2が完了したことから、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）が発出された。これにおいて警戒区域及び避難指示区域は、3月末を一つの目途として、新たに3つの避難指示区域（①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域）に見直すこととされている。

2．本見直しは原則線量に応じて線引きをするが、比較的線量の低い地域は早期に帰還に向けた準備を進める地域として設定される。このため、生活・産業の基盤となる施設については、線引きが完了する前であっても、住民が安全・安心に帰還できる環境を早期に整備するため、災害復旧事業を迅速に進めることが必要となる。また、線量の高い地域においても、防犯・防災上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために地元自治体等から早期復旧を強く要望される施設については、先行して現況把握等に取り組む必要がある。

3．このため、生活・産業基盤施設の復旧に向け、避難指示解除準備区域の設定が想定される地域への立入りに関する手続きの簡素化を図るとともに（「新たな避難指示区域の線引き完了までの復旧作業の進め方」（別添1）参照）、作業に必要な放射線量の情報として「警戒区域等における放射線量の確認方法について」（別添3）を用意したので、関係府省庁においては、新たな避難指示区域の線引きを待つことなく、速やかに所管する施設の復旧について積極的に対応されたい。

4．特に、①避難指示解除準備区域に設定されることが想定される地域は、災害復旧事業に必要な被災状況の把握や災害復旧事業を迅速に進めるとともに、②居住制限区域に設定されることが想定される地域においても、必要に応じて被災状況の把握に加え、広域の地域経済社会の復興のために地元自治体等から早期復旧を強く要望されている施設の復旧について鋭意取り組まれたい。

別添1

新たな避難指示区域の線引き完了までの復旧作業の進め方

ステップ2の完了及び12月26日の原子力災害対策本部決定を踏まえ、警戒区域における公益目的の一時立入りに関する事務手続きを一部簡素化したため、今後は下記に基づき、生活・産業基盤施設の復旧に取り組まれたい。なお、新たな避難指示区域の設定にかかる区域運用については、(別添2)も参照されたい。

1. 避難指示解除準備区域候補地(避難指示解除準備区域に設定されることが想定される地域)

(1)対象施設が所在する地域の放射線量を計測し、平均空間線量率が 3.8μSv/h(年間積算線量20mSv 相当)以下であることが確実なことを確認する。

(2)当該地域での作業は、災害復旧事業に必要な調査その他の生活・産業の基盤の復旧のための調査を基本とし、災害復旧事業に着手する。

(3)当該地域での作業にあたっては、公益目的の一時立入り(別添4)によることとなるが、この場合の個人線量計による線量管理、防護装備の着用、警戒区域の出入りの際のスクリーニングは、必ずしも求めない。

2. 居住制限区域候補地(居住制限区域に設定されることが想定される地域)

(1)当該地域での作業は、必要に応じて最小限の被災箇所及び被災の程度(復旧に係る年数・費用等)の把握を原則とする。

(2)ただし、電気・水道・通信など防災上不可欠な施設や基幹道路、廃棄物処理施設、下水処理場など、当該地域を含む広域の地域経済社会の復興のために地元自治体から早期復旧が強く要望されているもの(常磐自動車道の整備等)は、十分な防護措置を講じた上で進める。

(3)当該地域での作業にあたっては、公益目的の一時立入りを活用し、個人線量計による線量管理、防護装備の着用、警戒区域の出入りの際のスクリーニングを確実に実施する。

※ 線引きの前後にかかわらず、現行の避難指示区域又は新たな避難指示区域において作業を行う者であって、放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理等を事業として実施する者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染等電離則」という。)等が適用されることに留意すること。また、除染類似作業等を事業として実施する者については、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」のうち必要な事項を実施する必要があること。詳細については、厚生労働省のHPを参照すること(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen_gyoumu/)。併せて、5ページの参考資料を参照下さい。

別添2

新たな避難指示区域の設定にかかる区域運用の整理(案)

	法的位置付け	区域内への立入	区域内で認められる活動	認められない活動	スクリーニング	被ばく管理

1. 線引き完了まで(3月末まで)

	法的位置付け	区域内への立入	区域内で認められる活動	認められない活動	スクリーニング	被ばく管理
帰還困難区域候補地	避難指示＋20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	①一時帰宅 ②公益立入り	①左記以外の活動全般	警戒区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施
居住制限区域候補地	避難指示＋20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	①一時帰宅 ②公益立入り(防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む) ※計画的避難区域については上記に加え、③通過交通、④特例的な事業操業	①左記以外の活動全般	警戒区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施 ※計画的避難区域については、なし	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施 ※計画的避難区域については、なし
避難指示解除準備区域候補地	避難指示＋20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	①一時帰宅 ②公益立入り(公的インフラ等の災害復旧事業を含む) ※計画的避難区域については上記に加え、③通過交通、④特例的な事業操業	①左記以外の活動全般	作業区域が3.8μSv/h以下であることを確認した上で作業を実施 ※計画的避難区域については、なし	

2. 警戒区域解除から避難指示解除まで

	法的位置付け	区域内への立入	区域内で認められる活動	認められない活動	スクリーニング	被ばく管理
帰還困難区域	避難指示＋物理的防護措置	国主導の一時立入り方式	①住民の一時帰宅 ②公益立入り(常磐道復旧工事含む)	①左記以外の活動全般	帰還困難区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施
居住制限区域	避難指示＋線量が高いことを示す看板等	立入り行為自体は制約されない	①住民の一時帰宅 ②公益立入り(防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む) ③特例的な事業再開	①宿泊 ②一般の事業再開	なし	なし
避難指示解除準備区域	避難指示	立入り行為自体は制約されない	上記①②に加えて、以下が可能 ①公的インフラ等の災害復旧事業 ②雇用の維持・確保を図るための製造業等の事業再開 ③病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開準備 ④営農の再開 ⑤上記に付随する保守修繕、運送業務等	①宿泊 ②病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開 ※市町村とも調整し弾力運用もあり	なし	なし

新たな避難指示区域の設定にかかる区域運用の整理(案)

(参考)線引き完了及び概ねの物理的防護措置がなされた段階から警戒区域解除まで

	法的位置付け	区域内への立入	区域内で認められる活動	認められない活動	スクリーニング	被ばく管理
帰還困難区域	避難指示＋20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	①住民の一時帰宅 ②公益立入り(常磐道復旧工事含む)	①左記以外の活動全般	警戒区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施
居住制限区域	避難指示＋20km圏内は警戒区域	簡易な方式による検問通過	①住民の一時帰宅 ②公益立入り(防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む) ③特例的な事業再開	①宿泊 ②一般の事業再開	なし	なし
避難指示解除準備区域	避難指示＋20km圏内は警戒区域	簡易な方式による検問通過	上記①②に加えて、公益立入りとして以下が可能 ①公的インフラ等の災害復旧事業 ②雇用の維持・確保を図るための製造業等の事業再開 ③病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開準備 ④営農の再開 ⑤上記に付随する保守修繕、運送業務等	①宿泊 ②病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開 ※市町村とも調整し弾力運用もあり	なし	なし

参　考

インフラ復旧に係る作業に当たっての留意事項

線引きの前後にかかわらず、現行の避難指示区域又は新たな避難指示区域において作業を行う者であって、放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理等を事業として実施する者（以下「作業実施者」という。）は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染等電離則」という。）等が適用されます。また、除染類似作業（注1）又はその準備作業（注2）を事業として実施する者については、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のうち必要な事項（注3）を実施する必要があります。

（注１）「除染類似作業」とは、伐木、枝打ち、草刈り、表土のはぎ取り、土砂・草木・瓦礫等の除去・撤去・運搬、除去土壌・汚染廃棄物の収集・運搬・保管、屋根・外壁・コンクリート・アスファルト等の洗浄・剥ぎ取り・削り取り、汚染された土壌・工作物等の被覆等の作業（ただし、除染類似作業を臨時の作業として行う場合（土工を主としない構造物の建設等）は除きます。）をいいます。

（注２）除染類似作業の「準備作業」には、屋外での線量測定、測量、現況調査等も作業が含まれます。

（注３）除染類似作業を実施する場合は、ガイドラインに定める被ばく線量管理、被ばく低減措置、汚染拡大・内部被ばく防止措置、労働者教育及び健康管理措置を実施する必要があります。

また、平均空間線量が2.5μSv/hを超える地域で準備作業を実施する場合は、ガイドラインで定める個人線量計による被ばく線量管理が必要になりますのでご注意願います。

詳細は、平成 24 年 2 月 14 日付け、基安発 0214 第 1 号「除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備に従事する労働者の放射線障害防止措置について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部長発都道府県労働局長宛）を参照下さい。）。

別添3

警戒区域等における放射線量の確認方法について

1．文部科学省の放射線量等分布マップ拡大サイト （http://ramap.jaea.go.jp/map/）

○東京電力（株）福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響を詳細に確認できるようにすることを目的として、最新の放射線量等分布マップ及び走行サーベイマップ並びに文部科学省が実施している様々なモニタリングの結果をもとに作成したもの。

○スマートフォンでの閲覧も可能。

2．最新の放射線量等分布マップ（GIF形式）

○最新（第4次航空機モニタリングデータ：平成23年11月5日現在）の空間線量率データに警戒区域内の走行サーベイ結果を追加した上で、3.8μSv/hを20mSv/yに換算し、年間積算線量（mSv）として原子力災害対策本部が推計したもの。

【3.8μSv/hと20mSv/yの関係】

・この線量が1年間継続し、1日のうち、16時間を屋内、8時間を屋外で活動すると仮定した際の積算線量。

3.8μSv/h×（16時間×0.4※＋8時間）×365日＝20mSv/y

※屋内活動については、放射線が遮蔽されることから、「原子力施設等の防災対策について」（原子力委員会）における、「平屋あるいは2階建ての木造家屋」の低減係数0.4（つまり6割遮蔽される）を用いて補正。

3．最新の航空機モニタリング等の電子データについて

○生活・産業の基盤となる施設の復旧等の用に供するため、最新の航空機モニタリング等の電子データを必要とする場合には、復興庁に別添の事務連絡を提出すること。なお、民間事業者等においては、当該業種を所管する府省庁を経由して復興庁に別添の事務連絡を提出すること。

■復　興　庁
担当：原子力災害復興班　桒原（くわはら）
電話：０３－５５４５－７３４３

事　務　連　絡
平成○年○月○日

復　興　庁
原子力災害復興班　御中

○○省○○○局○○○課

航空機モニタリングのデータ等提供について（依頼）

貴省で実施及び公表された環境モニタリング結果におけるデータ等について、下記のとおり、提供いただきたく依頼いたします。

記

１．使用目的：

２．依頼対象及びデータ範囲：

３．ファイル形式：

４．必要な理由：

５．その他：

【担当者】
○○省○○○局○○○課
○○、○○
e-mail:
tel:
fax:

別添４

福島県 担当各位

各市町村 公益一時立入担当各位

平成２３年１２月２２日
原子力災害現地対策本部
公益一時立入りチーム

公益一時立入りにおける「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針について」の一部改訂について

いつもお世話になっております。

現在、各市町村におかれては、警戒区域内の重要な生活基盤の点検、整備等を実施するために警戒区域内に立入る際には、「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針」（平成２３年１１月１日）（以下、「許可方針」という。）に基づき立入りの許可を行っていただいているところです。

１２月１６日に、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故の収束に向けた工程表のステップ２が完了したことを受けて、許可方針の「７．立入の条件」において、福島第一原発から半径３ｋｍ圏内に立入る場合には、放射線管理要員（以下、「放管員」という。）を帯同することとしておりますが、別添（平成２３年１２月２２日一部改訂）のとおり、当該要件を削除し、放管員の帯同は必要としないこととします。

なお、公益一時立入りの全般的な運用についても、許可方針の改定同様、福島第一原発から半径３ｋｍ圏内の立入りについて、放管員の帯同は必要としないこととします。

【本件に関する問い合わせ先】
原子力災害現地対策本部
公益一時立入りチーム　　森屋、宮田
TEL.　024-523-1604
FAX.　024-523-1579

（別添 省略）